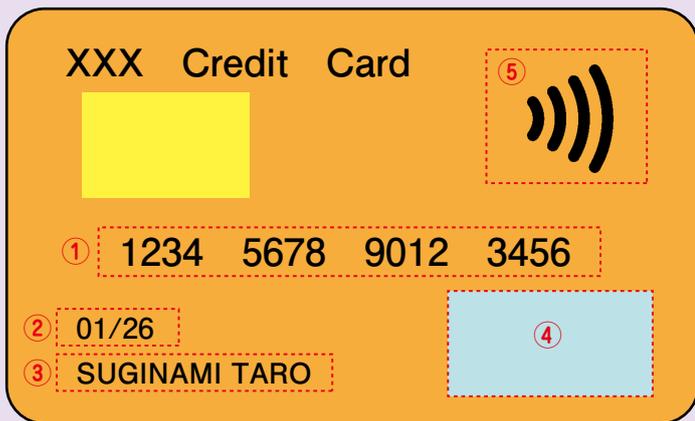


クレジットカードの利用と管理は適切に

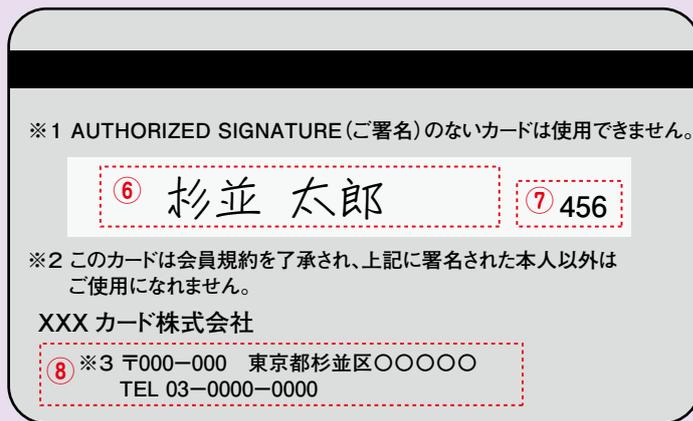


クレジットとは「信用」という意味で、クレジットカードは買い物の代金を後で払うことができるカードです。コロナ禍を機にクレジットカードを含むキャッシュレス決済は大きく広がりました。決済方法の進化にあわせて、“お金の管理や使い方”を見直し、仕組みを知って安全に利用しましょう。

【カード表面】



【カード裏面】



① **会員番号（カード番号）**

14～16桁の番号です。 ※他人に知られないように管理しましょう。

② **有効期限**

カードの利用できる期限で、月/年（西暦下2桁）で表記されます。

③ **会員名**

カード会員の氏名がローマ字で表記されます。 ※本人以外は利用できません。

④ **国際ブランドマーク**

同じマークが表示された世界中の国や地域のお店で利用できます。

⑤ **タッチ決済マーク**

同じマークの付いたお店で利用できます。

⑥ **署名欄**

契約者本人がサインする欄です。 ※必ず署名しましょう。

⑦ **セキュリティコード**

インターネット決済で不正利用を防ぐために使われる3桁の数字。裏面ではなく表面に4桁で記載されているカードもあります。

⑧ **クレジット会社の連絡先**

クレジット会社などの連絡先です。 ※もしものときのために控えておきましょう。

**ナンバーレス
カード登場**

最近では、カード表面や券面自体に番号や有効期限、セキュリティコードが記載されていないカードも登場しています。カード情報を店頭で盗み見される心配がないというメリットがあります。ナンバーレスカードのカード情報は専用アプリやWebで確認できます。

クレジットカードの支払方法

クレジットにはいくつかの支払方法があり、利用時に選択することができます。選択できる範囲は、クレジット会社と販売会社の契約関係や利用するクレジットカードによって異なりますが、以下に代表的な支払方法をあげてみます。

	支払方法	手数料 (利息)	メリット	デメリット
一括払い	一回払い (翌月/ボーナス一括)	なし	手数料(利息)がかからない。	ボーナス一括払いの場合、利用できない販売店もある。
分割払い	購入の都度支払回数を決めて支払う (3/6/10回払いなど)	あり	支払額を抑え、高額な買い物ができる。支払終了時期と手数料(利息)が分かる。	利用金額や支払い回数に応じた手数料(利息)がかかる。
リボ払い	毎月一定額・一定率で支払う	あり	毎月の支払額が一定または一定率にできる。	手数料率が高い。買い物が増えると、 支払終了時期が分かりにくく、手数料(利息)の負担が増す。

使い過ぎやリボ払いのトラブルに注意

事例1

ショッピング用にクレジットカードを作ったが、限度額いっぱいまで買い物をしてしまい、支払いができなくなってしまった。そのまま放置していたら督促状が届き、その返済のために借金をして返済不能になった。

事例2

解約したクレジットカードの請求が来るので不審に思い、カード会社に尋ねると「リボ払いになっており、支払う必要がある」と言われた。知らずにリボ払いになっていたことに納得がいかない。



防止ポイント

クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードである場合や希望していないのに初期設定で支払い方法がリボ払いになっている場合もあるのでよく確認しましょう。

カード利用時の心得

●延滞に注意

支払い能力を超えてカードを使うなどして引き落とし日に口座残高が不足すると、延滞することになってしまいます。延滞を放置したり繰り返したりすると、今後ローンの審査が通らない、新たなカードが作れない等の不利益を受けます。

●必ず裏面に署名

紛失や盗難で第三者に悪用された場合、署名がないと本人の過失とみなされ、補償対象外となることがあります。

●セキュリティに留意

スキミングやフィッシングによってカードを不正利用される被害が多発しています。カードから目を離したり、安易にカード情報を入力したりしないようにしましょう。

●利用明細をチェック

使い過ぎを防ぎ、不正利用に気づくために、明細にはこまめに目を通しましょう。不正利用に気づいたら直ちにクレジット会社に連絡しましょう。

どこまで
使える？

キャッシュレス生活にチャレンジ



コロナ禍で進んだキャッシュレス決済。いつもの生活で現金以外の支払い方法を使い、どの程度買い物などができるかを、「クレジットカード派」と「電子マネー派」に分かれて、消費生活サポーターが試してみました。



クレジットカード

カード払いをメインに過ごしたOさんのとある1日

●地下鉄

クレジットカードで切符は購入できず、交通系電子マネーを使用した。駅員さんに聞いたところ、1日券と定期券のみ使用できるということだった。

●歯科医院

受診した歯科医院では、クレジットカードで治療費の支払いができた。

●電車

新幹線の券売機で発着駅名指定の乗車券として購入すれば、クレジットカードが使えると駅員さんに教えてもらい、購入した。

●パン屋

チェーン店。クレジットカードで支払う。

クレジットカードだけで生活とはいきませんでしたが、通常の買い物や外出は、1000円程度の現金・電子マネーがあれば、クレジットカードを中心に生活できそうです。

利用しているクリーニング店では、2週間後にクレジットカードが使えるようになっていました。

他の日に

●クリーニング店

チェーン店。クレジットカードは使用不可で、電子マネーなら可能とのこと。現金で支払う。

●100円ショップ

利用したお店では、現金のみ、現金がバーコード決済だった。

電子マネー・QRコード・プリペイドカード

クレジットカード以外の電子決済で過ごしたIさんのとある1日



●野菜直売所

自宅近くの野菜直売所で朝採れ野菜を購入。現金のみで電子マネーは不可だった。

●電車

交通系電子マネーを使用。

●コンビニ

通信系電子マネーを使用。

●バスツアー

過日、クレジット決済で予約。届いた紙チケットを使用。

●スーパー

ポイントがつくため、系列の電子マネーを使用。

他の日に

●飲食店

クレジット系の電子マネーを使用。

●ドラッグストア

クレジット系の電子マネーを使用。

●社寺の拝観料 現金のみ。

電子マネー等でのレジ支払いは、とてもスムーズです。ただ、個人経営のお店には対応する端末がなく、現金が必要でした。

電子マネーにはクレジットカードのような事前審査がなく、年会費も無料が多く、ポイントも貯まるメリットがあります。一方で、他系列では使えない電子マネーもあり、財布の小銭は減ってもカードの枚数は増えるという、やや皮肉な状態に……。

クレジットカードや電子マネーを使うことを意識して生活してみたところ、「慣れると便利」なことがよくわかりました。ただ、利用できない場合もまだありますし、カード類が多くなると管理しづらくなります。

クレジットや電子マネーのカード類は、メイン3枚+サブ2枚程度に留めるなど、自分なりの基準を持つとよいと思いました。

今回の試みで、クレジットや電子マネーが使えるお店は広がっていることは実感しました。定期的に使い方を見直ししながら、自分スタイルを見つけていきたいと思います。(消費生活サポーター)



渡貫 淳子さんに聴く!

南極でのくらしから考えるフードロス

開催日時：12月3日（土）午後2時から4時
 会場：天沼区民集会所
 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並4階
 講師：渡貫 淳子 氏
 定員：50名（先着順）
 対象：区内在住・在勤・在学者
 申込開始：令和4年11月15日（電話のみ）
 申込方法：電話で杉並区立消費者センターへ
 TEL 03-3398-3141

第57代 南極地域調理隊員



詳しくは区ホームページ（検索キーワード「杉並区立消費者センター」）をご覧ください。

手話通訳・託児あり（1歳～未就学児童・要申込・定員あり）

消費生活パネル展を行いました。

9月5日～8日、区役所本庁舎ロビーで消費生活パネル展を行いました。

悪質商法の未然防止と消費生活の知識普及のため、契約クイズや啓発リーフレット・グッズの配布などで身近な情報をお届けしました。



こんな相談がありました!!

コンサート会場に入れないうちも?! チケット転売サイトに注意!

相談事例

好きな歌手のコンサートが開催されると知り、インターネットで「歌手名 チケット」と入力して検索し、一番上に表示されたサイトで2万円で購入した。送られてきたチケットを確認すると、他人の名前が印字しており、販売価格9千円と記載があった。おかしいと思って調べると、チケット転売サイトで買っていたことに気がついた。高額であることに加え、転売チケットで入場できるかも心配だったのでキャンセルのメールをしたが「応じられない」という返事がきた。

消費者へのアドバイス

コンサートやスポーツ観戦などのチケットの、インターネットによる転売に関する相談が増えています。

●転売チケットでは入場できないかもしれません。

チケットの中には、規約において第三者への譲渡や転売等を禁止しているものがあります。入場時に、公式サイトで購入した本人かどうか確認される場合があります。転売されたチケットでは入場を断られる可能性があります。

●検索した時に一番上にくるのが公式サイトとは限りません。

検索結果の上位に表示されるものは「広告」である場合が多く、転売サイトを公式サイトと思い込んで購入してしまうことがあります。チケットを購入する際には、公式サイトであるかをよく確認しましょう。

●インターネットの契約ではクーリング・オフの適用はありません。

インターネットで購入した場合は通信販売にあたるためクーリング・オフ（無条件解約）は適用されません。申し込みの際は、価格や手数料、キャンセルに関する規約を十分に確認してから購入しましょう。

●もし、自分が行けなくなったら。

チケット不正転売禁止法（2019年6月14日施行）で、転売を禁止されているコンサート等のチケットを不正転売することは禁止されています。急ぎょ行けなくなった場合は、公式リセールサイトなどで販売できないか、公式サイトを確認しましょう。

チケットの購入等に関して不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費者センターにご相談ください。

商品の購入、契約などについてトラブルが起きたとき、迷ったときなどお気軽にご相談下さい!

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）

杉並区立消費者センター

検索



←Web上アンケートにご協力をお願いします!
 ご回答いただいた方にタオルハンカチを差し上げます。